

会員の処分について

(令和5年4月26日現在)

1. 大阪府社会保険労務士会の処分

①社会保険労務士法第25条の30（会則を守る義務）、大阪府社会保険労務士会会則第44条（会則等の遵守）、及び同会則第62条（会費の納入）の規定の義務違反。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪東支部	勤務等	27080246（8631）	大石小百合	H24.7.26	会員権停止（H24.7.27～）※
				R4.9.27	退会勧告
大阪西支部	勤務等	28990034（11834）	楠本晃久	H27.11.27	会員権停止（H27.11.28～）※
				R4.9.27	退会勧告
大阪北摂支部	開業	27980086（622）	武田貴信	R3.1.22	会員権停止（R3.1.23～）※
				R4.9.27	退会勧告
大阪東支部	開業	27940025（2645）	山田寿	R4.9.27	会員権停止（R4.9.28～）※
					退会勧告
大阪中央支部	開業	27090011（3167）	吉元正士	R4.9.27	会員権停止（R4.9.28～）※
					退会勧告
大阪南支部	勤務等	39100006（21493）	谷内豊	R4.9.27	会員権停止（R4.9.28～）※
					退会勧告

※会員権停止期間は、処分日以降に発生した未納会費も含めて、全額の納入が確認できるまで。

2. 厚生労働省の処分

①社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実にして申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	25110016（20991）	吉竹延禎	R4.3.4	業務停止 1年（R4.3.4～R5.3.3）

②社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実にして申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	27040105（11590）	本田忠行	R5.3.25	失格処分

社会保険労務士に対する苦情につきましては下記までご相談ください。

【連絡先】大阪府社会保険労務士会苦情相談窓口TEL 06-4800-8188

■令和5年3月25付け懲戒処分について

1. 会員の氏名

本田 忠行 会員番号11590（大阪西支部・法人の社員）

2. 処分の種類

失格処分

3. 処分日

令和5年3月25日付

4. 処分の理由

自らが代表社員を務める A 社において実際には雇用していない者4名を労働者と偽り、その休業分として、大阪労働局長に雇用調整助成金支給申請書及び緊急雇用安定助成金支給申請書、並びにその添付書類となる労務関係書類を自ら偽造し、令和3年5月31日及び同年8月31日、大阪労働局長に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。